

議 会 告 示 第 1 号
令和 3年 5月 24日

砂川市議会中継の実施に関する規程をここに公表する。

砂川市議会議長 水 島 美喜子

(別 紙)

砂川市議会中継の実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市民に開かれた議会の実現を目的に、議会中継の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中継映像 議場及び大会議室の設備を用いて会議及び予算審査・決算審査特別委員会の模様を撮影した映像及び音声をいう。
- (2) ライブ中継 中継映像を撮影と同時に砂川市庁舎内のモニターテレビ及びインターネットを利用して配信し、公開することをいう。
- (3) 録画中継 中継映像をデータとして記録し、削除等の編集を行った後にインターネットを利用して配信し、公開することをいう。

(ライブ中継及び録画中継の対象)

第3条 ライブ中継及び録画中継の対象は、会議及び予算審査・決算審査特別委員会の開会から散会までとする。ただし、休憩中及び議事進行が中断した場合並びに秘密会として開会したときは、この限りでない。

(録画中継の配信期間)

第4条 録画中継は、編集が終了した日から開始し、4年間配信するものとする。

(被写体)

第5条 被写体は、発言者があるときは発言者を主として撮影し、その周辺の議員又は執行機関の出席者も撮影の対象とする。

(ライブ中継及び録画中継の中止及び削除)

第6条 議長は、不測の事態、事故等やむを得ない事情があると認めるときは、ライブ中継の中止及び録画中継の削除をすることができる。

(発言取消及び訂正への対応)

第7条 砂川市議会会議規則（昭和33年議会規則第5号）第64条の規定により発言の取消し又は訂正があったときは、録画中継においては該当する箇所の音声を無音声化又は映像を削除する。ライブ中継においては、修正は行わない。

(ライブ中継及び録画中継の位置付け)

第8条 ライブ中継及び録画中継は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条の規定に基づく会議録とは異なるものであることを視聴者に対して明示するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議会中継に関し必要な事項は、議会運営委員会に諮り、議長が決定する。

附 則

この規程は、令和3年5月24日から施行する。